

## 屋島会議設置要綱

## (設置)

第 1 条 史跡天然記念物「屋島」の保存と活用による活性化を図るための屋島活性化基本構想（仮称）の策定に当たり、広く市民等の意見を聴くため、屋島会議を置く。

## (組織)

第 2 条 屋島会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 史跡天然記念物「屋島」の活性化に関する事業および活動を行う者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長および副会長)

第 3 条 屋島会議に会長および副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、屋島会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 屋島会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 屋島会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 5 条 屋島会議の庶務は、市民政策部企画課において行う。

## (委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、屋島会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月12日から施行する。
- 2 この要綱は、屋島会議の目的を達成した日に、その効力を失う。